

特定派遣の事業主の方へ

労働者派遣事業の許可申請はお済みですか？

- ★ 派遣法改正により、労働者派遣事業はすべて許可制となりました。
- ★ 届出による労働者派遣事業（特定労働者派遣事業）が行えるのは、平成30年9月29日まで（経過措置期間）です。
- ★ 引き続き労働者派遣事業を行うには、許可申請が必要です。

許可申請はお早めに

平成30年9月の申請期限が近づくにつれて申請が殺到し・・・

- ⇒ 窓口が混雑
- ⇒ 申請から許可までの期間が通常の2～3か月程度より長期に
- ⇒ 有効期間更新時期も重なるため毎回申請が混雑する

などの恐れがあります。

許可には次のような要件がありますので、ご確認ください。

ただし、資産要件については、特定労働者派遣事業を行っている小規模事業主に対し暫定的な配慮措置があります。（裏面参照）

【労働者派遣事業の許可要件等の一部】（他にも要件があります。）

- ① 資産要件（別途、小規模事業主の配慮措置があります。）
 - a 基準資産額が1事業所あたり、2,000万円以上あること。
※ 基準資産額とは、貸借対照表の資産総額（繰越資産及び営業権除く）から負債総額を引いたもの。
 - b 基準資産額が負債総額の7分の1以上あること。
 - c 事業資金として、自己名義の現金・預金が1事業所あたり1,500万円以上あること。
- ② 法人の事業目的に「労働者派遣事業を行うこと」が登記されていること。
- ③ 成年に達した後3年以上の雇用管理経験を有するなどの要件を満たした派遣元責任者を任命すること。
※ 3年以内の派遣元責任者講習の受講が必要。
- ④ 労働者派遣事業に使用可能な事務所の面積が20㎡以上あること。
- ⑤ 派遣労働者のキャリア形成支援制度（教育訓練計画、キャリアコンサルティング）を有すること。
- ⑥ 派遣事業所は雇用保険の適用事業所番号が必要です。（非該当承認を受けている事業所は、派遣事業では独立した事業所とはみなされません。）

【小規模事業主への配慮措置】※複数の事業所を有する者は対象外

☆ 常時雇用している派遣労働者が10人以下の中小企業の場合、
当分の間の措置として

- ① 基準資産額が1,000万円以上
- ② ①の基準資産額が負債の総額の7分の1以上
- ③ 自己名義の預金・現金の額が800万円以上

☆ 常時雇用している派遣労働者が5人以下の中小企業の場合、
平成30年9月29日までの措置として

- ① 基準資産額が500万円以上
- ② ①の基準資産額が負債の総額の7分の1以上
- ③ 自己名義の預金・現金の額が400万円以上

【留意事項】

新規許可申請時には、以下の費用が必要となります。

- ・ 収入印紙12万円
(複数の事業所を同時申請される場合、1事業所当たり5万5千円追加)
- ・ 登録免許税9万円

許可申請の詳細は

派遣手続マニュアル



検 索

【お問合せ先】

京都労働局 需給調整事業課

電話075-241-3225

